

## 評価委員会の業務とスケジュールについて

### 1. 地方独立行政法人評価委員会の業務

〔業務種別〕	〔業務内容〕
<p>1. 各事業年度及び中期目標に係る業務の実績に関する評価</p> <p>(法28・30条)</p>	<p>①各事業年度及び中期目標期間における業務の実績についての評価</p> <p>②評価結果の法人及び知事に対する通知</p> <p>③評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告</p> <p>④評価結果の通知・勧告の公表</p> <p>→評価の考え方(評価基準)の決定 19年度計画、20年度計画の説明</p>
<p>2. 知事が認可・承認する際の事前意見聴取に対する意見の提示</p>	<p>①業務方法書に対して知事が認可する際の意見 (法22条3項)</p> <p>②知事による中期目標の作成・変更の際の意見 (法25条3項)</p> <p>③中期計画の作成・変更に対して知事が認可する際の意見 (法26条3項)</p> <p>④中期目標期間の終了時に、知事が法人の業務全般の検討を行う際の意見 (法31条2項)</p> <p>⑤知事による財務諸表の承認の際の意見 (法34条3項)</p> <p>⑥中期計画で定める剰余金の使途に残余利益を充当するに当たって、知事が承認する際の意見 (法40条5項)</p> <p>⑦一定の積立金を次期の中期目標期間の業務の財源に充当するに当たって、知事が承認する際の意見 ( " )</p> <p>⑧限度額を超えて短期借入金をするに当たって、知事が認可する際の意見 (法41条4項)</p> <p>⑨短期借入金の借換に当たって、知事が認可する際の意見 ( " )</p> <p>⑩重要な財産を処分するに当たって知事が認可する際の意見 (法44条2項)</p>
<p>3. 意見の申し出</p>	<p>①役員の報酬等の支給基準に関する知事に対する意見の申し出 (法49条2項、56条1項)</p>

※ゴシック文字の4項目が18年度の業務  
斜体文字の部分が19年度の業務